

令和3年度第2回立川市個人情報保護審議会議事録要旨

1 日時 令和3年7月28日(水) 午後1時30分～午後3時

2 場所 立川市役所2階 210会議室

3 次第

(1) 届出関係諮問事項

① 胃がん検診事業(胃部内視鏡検査)の外部委託について

【福祉保健部健康づくり担当課】

② 子ども家庭相談管理システム(バックアップ機器リース)契約について

【子ども家庭部子ども家庭支援センター】

③ 子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)給付事業について

【子ども家庭部子育て推進課】

④ 拡充型放課後子ども教室推進事業の外部委託について

【子ども家庭部子ども育成課】

⑤ 人口動態調査オンライン報告システムの使用について

【市民生活部市民課】

⑥ おくやみコーナー予約利用に係る受付事務について

【市民生活部市民課】

⑦ 立川市証明書交付手数料収納業務の外部委託について

【市民生活部市民課】

(2) その他

4 出席者

(1) 委員

飯田会長、齊藤副会長、神宮委員、梶委員及び入谷委員

(2) 職員

[諮問実施機関]

諮問事項①:健康づくり担当課長、予防健診係長及び同係主任

諮問事項②:子ども家庭支援センター子ども家庭相談係長及び同係主任

諮問事項③:子育て推進課長及び手当・医療費給付係長

諮問事項④:子ども育成課長及び同課主査

諮問事項⑤：市民課長、記録係長及び同係主事

諮問事項⑥：同上

諮問事項⑦：市民課長、管理係長及び窓口係長

[事務局]

文書法政課長、情報公開係長及び同係主任

5 議 事

(1) 届出関係諮問事項（諮問実施機関からの説明は、資料に基づくものである）

諮問事項①：（福祉保健部健康づくり担当課）

【諮問の概要】

平成 28 年 2 月の国指針の改定に伴い実施が可能となった胃部内視鏡検査による胃がん検診について、立川市医師会に外部委託し、令和 3 年 10 月から市内医療機関での個別検診により実施することとし、健康管理システムを改修するもの

【審議内容】

《読影システムと個人情報の管理について》

○検診を実施した医療機関が読影システムに画像を登録し、氏名、生年月日、I
D 番号等を入力する。

○取り扱う個人情報は必要最小限にして欲しい。

○二次読影医療機関が取り扱う個人情報は、診断に必要な画像等必要最小限の個人情報の取り扱いとなるように医師会と調整していく。

○読影システムにおける画像の保存年限は決まっていないが、医師法では検診の診療情報は 5 年間の保存が義務付けられている。

《受診票の入力作業と管理について》

○受診票は 2 枚複写となり、1 枚目は検診実施医療機関で、2 枚目は市が保管する。

読影システムへの入力作業は検診実施医療機関が行う。受診票に記載された項目のうち氏名、生年月日、胃がん検診の有無等を入力し、すべての項目を入力するわけではない。

《USB の使用について》

○胃カメラの画像はコンピューターに内蔵され、その画像を読影システムに移すときに USB を使用する。USB を使用する際にはパスワード等を設定して慎重に取り扱う。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、読影システムにおける個人情報
の取扱いは必要最小限に留めること。

諮問事項②：(子ども家庭部子ども家庭支援センター)

【諮問の概要】

子ども家庭相談管理システムのバックアップ機器の保守期間が令和3年7月で満了となり、令和3年8月1日から新たなバックアップ機器で運用を開始するもの

【審議内容】

《物理的な破壊について》

○バックアップ機器からハードディスクを取り出して、ドライバー等で壊すことになる。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項③：(子ども家庭部子育て推進課)

【諮問の概要】

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）の規定に基づき、厚生労働省が定めた「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領」により、児童手当等受給・非課税者、新規児童手当等受給・非課税者及びその他の支給対象者に対し、対象児童1人につき5万円の給付金を支給することとなり、児童手当システムを改修して受給者及び対象児童の個人情報を出し、子育て世帯生活支援特別給付金システムへ移行するもの

【審議内容】

《家計急変者の把握について》

○家計急変者数はあくまでも想定人数であり市民からの申請に基づく。今年になって新型コロナウイルス感染症で所得が急激に減少した場合は、給与明細書を提出していただき、12倍した金額が非課税所得以下かどうかで判断することになる。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項④：(子ども家庭部子ども育成課)

【諮問の概要】

学校は放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、学校の敷地内で児童が過ごすことができる環境を確保するため、現在、地域住民を中心に構成している運営委員会に委託している放課後子ども教室を拡充して、令和4年3月から年間を通して平日に毎日実施する拡充型放課後子ども教室推進事業を民間事業者へ外部委託するもの

【審議内容】

《委託する業者について》

○既に23区等で放課後子ども教室を実施している実績があり、児童館の指定管理者等を行っている事業者を想定している。形態としては社会福祉法人、NPO法人、株式会社等がある。

○事業者には資格を持った常勤職員、例えば放課後児童支援員資格、児童厚生員、保育士資格、幼稚園教諭免許又は教員などの資格を有する職員の配置を義務付けている。昔、子ども関係の仕事をしていた人、若い人で子ども関係の職業に就きたい人等が考えられる。

《学童保育所と放課後子ども教室の違いについて》

○学童保育所は時間で管理して児童の育成を行っているが、放課後子ども教室は自由な遊びの場であり見守りが中心となる。

《出入りのチェックについて》

○出入りは自由で何時から何時まで利用するかをそれぞれの家庭で決めていただき、利用する場合はスクールパス（ICカード等を利用した登下校メールシステム）を活用する。

《受託業者の選定について》

○過去5年間に放課後子ども教室の受託実績のある事業者が入札できることとしている。

○個人情報の保護について慎重に取り扱う事業者を選定して欲しい。

○個人情報の保護は事業を進めるうえで一番大事なことなので、注意していきたい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、委託業者については、個人

情報の保護について徹底することを条件に慎重に選定すること。

諮問事項⑤：(市民生活部市民課)

【諮問の概要】

現在、人口動態調査令（昭和 21 年勅令第 447 号）に基づく人口動態調査票の保健所への提出については、FD（フロッピーディスク）を郵送しているが、令和 4 年 1 月から人口動態調査事務システムが入れ替わることに伴い、FD への出力ができなくなるため、人口動態調査オンライン報告システム（LGWAN と G-NET を介するシステム）を使用して報告するもの

【審議内容】

《人口動態調査票について》

○人口動態調査票（以下「調査票」という。）は、厚生労働省が出生数や死因数等を公表する際に活用されている。

○調査票が統計資料として活用されるだけなら、氏名、住所等の個人情報まで報告する必要はないと思うが？

○（事務局）報告様式は法令等で定められていないか？

○調査票の様式は人口動態調査令で定められていて、氏名、住所を記載することになっている。

○法令で定めた様式ということだが、昔の様式をそのまま使用しているのであれば、氏名、住所等の個人情報が本当に必要なのか検討しても良いのではないか？

○（事務局）今後、実施機関の方で、機会をみて国に照会をかける等の対応をしていくという事でよろしいか？

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、人口動態調査オンライン報告システムにおける個人情報の取扱いについては、必要最小限に留めるようにすること。

諮問事項⑥：(市民生活部市民課)

【諮問の概要】

近親者が亡くなり、気持ちが落ち込んでいる遺族が、煩雑な多くの行政手続きをしなければならないという現状に寄り添い、負担を軽減するため窓口連携の仕組みを作り、市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、令和 3 年 10 月から予約電話時に市民課で入手した死亡者及び遺族の個人情報を目的外利用して関

係する各課で情報を共有するもの

【審議内容】

《回答一覧表について》

○ご遺族から得られた情報を市民課から関係各課に提供し、各課は該当手続きがある場合は回答一覧表に○印、ない場合は×印を入力することになる。

《目的外利用となる理由について》

○（事務局）市民課に死亡届が出され、その保有個人情報了他課に提供するという事で目的外利用とした。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑦：（市民生活部市民課）

【諮問の概要】

証明書交付窓口等での紙幣・硬貨を介した新型コロナウイルス感染症防止の観点から、非接触型のキャッシュレス決済の導入・拡大が求められており、令和4年4月から民間事業者に公金収納を委託し、電子マネーやクレジットカードによる決済、スマートフォンを利用したQRコード決済を実施するもの

【審議内容】

《導入効果について》

○手数料収入は減少するが、利便性の向上や感染症対策の観点からキャッシュレス決済が有効であると判断した。

○導入効果としては3割程度の利用を見込んでいる。

《事業者提供情報について》

○証明書の発行は市役所の窓口で行い、市民に直接交付する。手数料の支払いはキャッシュレス決済とし、事業者には個人を特定するような情報は提供しない。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

(2) その他

① 令和3年度第3回開催予定について

日 時 令和3年10月27日（水）午後1時30分～

場 所 立川市役所 210 会議室

内 容 諮問事項審議他

② 個人情報保護法の改正（以下「改正法」という。）について

改正法が公布され、令和5年4月1日から施行されることとなった。今後、個人情報保護条例の廃止等が検討されることとなるが、詳細が分かり次第情報提供していきたい。